

事務連絡  
令和3年2月3日

(公社) 日本バス協会理事長 殿  
(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会理事長 殿  
(一社) 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき期間の延長等を受けた対応について（依頼）

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が栃木県を除く10都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）に変更されるとともに、これらの緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日まで延長されることが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、貴会におかれては「基本的対処方針」について御了知頂くとともに、本内容について会員各位に周知の上、適切に対応頂きますようお願いいたします。

また、同方針の別添においては、社会の安定の維持を図るため、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として貴会にも関係する「物流・運送サービス（バス・タクシー等）」関係の事業についても例示として挙げられております。

つきましては、同方針に基づき、利用者の生活の足の確保や車内感染の防止の観点から、必要な業務継続のための体制整備や業種別の感染予防ガイドラインに基づき、感染予防対策に万全を期して頂くとともに、可能な限り事務員等のテレワークや時差出勤にご協力いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

なお、不要不急の移動自粛等により需要が減少すること等を踏まえて、各事業者の判断により、減便・運休・休車等を行うこともあり得るものと考えております。ただし、その際においても、利用者の利便性や車内感染を防ぐための混雑防止の観点にも配慮して、御検討頂きますようお願いいたします。

(添付資料)

・新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき期間の延長等を受けた対応について（依頼）（令和3年2月2日付大臣官房危機管理官事務連絡）

